

小樽市感染症対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく、小樽市感染症予防計画の策定、推進、評価等を行うため、小樽市感染症対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 小樽市感染症予防計画の策定、推進、評価に関すること。
- (2) その他感染症対策推進のために必要なこと。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 小樽市医師会長
- (2) 小樽市医師会副会長
- (3) 小樽市医師会理事（総務及び夜間急病センター担当理事など）
- (4) 小樽市立病院長
- (5) 小樽協会病院長
- (6) 済生会小樽病院長
- (7) 小樽掖済会病院長
- (8) 石橋病院長
- (9) 小樽薬剤師会長
- (10) 小樽検疫所長
- (11) 市内訪問看護ステーションの管理者
- (12) 小樽市消防長
- (13) 小樽市保健所長

(会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は小樽市医師会長、副会長は小樽市立病院長をもって充てる。
- 3 会長は協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 5 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、小樽市保健所健康増進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年9月12日から施行する。